

福井市下水道管路施設
包括的維持管理業務委託

モニタリング基本計画書

令和8年8月3日

福井市上下水道局

目次

1 総 論	1
1. 1 モニタリング基本計画の目的と位置付け.....	1
1. 2 モニタリング体制.....	1
1. 3 本業務の範囲.....	1
1. 4 モニタリング方法.....	1
1. 5 セルフモニタリング実施計画書.....	2
1. 6 セルフモニタリング実施計画書の構成.....	2
1. 7 セルフモニタリング実施計画書の変更.....	2
1. 8 モニタリングの費用負担.....	2
1. 9 モニタリング結果の公表.....	2
2 モニタリングの概要.....	3
2. 1 モニタリングの内容.....	3
2. 2 モニタリングの体系.....	4
2. 3 契約締結直後のモニタリング.....	5
2. 4 履行期間中のモニタリング.....	5
2. 5 業務完了時のモニタリング.....	5

1 総 論

1. 1 モニタリング基本計画の目的と位置付け

このモニタリング基本計画書（以下「本書」という。）は、福井市上下水道局（以下「市」という。）が実施する「福井市下水道管路施設包括的維持管理業務委託」（以下「本業務」という。）の履行期間中、市と基本協定並びに業務契約を締結し、本業務を実施する者（以下「事業者」という。）が、本業務に関する契約（以下「本契約」という。）を確実に遂行し、かつ、本業務に関する契約書、仕様書及び提案書類（本契約の内容を表示する文書を総称して、以下「契約書等」という。）に定められた仕様を安定的に充足することを確認・評価（以下「モニタリング」という。）するための基本的な考え方及び内容を示すものである。

事業者は、本書に基づいて本件各業務のモニタリング（以下「セルフモニタリング」という。）を行い、市は、セルフモニタリングの結果を踏まえたモニタリング（以下「事業モニタリング」という。）を行うものとする。

1. 2 モニタリング体制

本業務のモニタリング体制及びその基本的な考え方は、次の各号で構成される。事業モニタリングの結果について、事業者と市との間で疑義が発生した場合は、双方の協議によりその解決方法等の調整を行うものとする。

（1）セルフモニタリング

事業者によるセルフモニタリングは、自らが作成したセルフモニタリング実施計画書（1. 5に定義する。）に基づき、本業務の仕様の達成状況や業務の実施状況等を自ら点検し、市に定期的に報告するものとする。

（2）事業モニタリング

市による事業モニタリングは、セルフモニタリングの結果を踏まえ、事業者から提出された書類等を用いて、書面や定例会議での報告を基に確認・評価し、その結果を事業者へ回答するものである。また、市が必要と判断した場合、又は事業者が請求した場合において、市と事業者は、現地での確認を行う。

1. 3 本業務の範囲

モニタリングの対象となる本業務の範囲は、「統括管理業務」「計画的維持管理業務」「日常的維持管理業務」とする。

1. 4 モニタリング方法

本業務で実施するモニタリングは、書類による確認及び各定例会議での確認を基本とし、市又は事業者が必要とした場合、現地における確認を行うものとする。この場合、事業者は現地における確認において必要な協力を行うものとする。

モニタリング区分に対応する具体的な確認方法については、後述の「2 履行期間中のモニタリング」「3 履行期間終了時のモニタリング」でそれぞれ示す。

1. 5 セルフモニタリング実施計画書

事業者は、市との協議を踏まえ「1. 6 セルフモニタリング実施計画書の構成」に従いセルフモニタリング実施計画書を提出するものとする。

セルフモニタリング実施計画書は、令和9年2月末までに作成し市に提出するものとする。

1. 6 セルフモニタリング実施計画書の構成

事業者が作成するセルフモニタリング実施計画書は、次の各号に示す内容で構成するものとする。

- (1) モニタリングの体制
- (2) モニタリングの実施手順
- (3) モニタリングの時期
- (4) モニタリングの実施内容
- (5) モニタリングの様式

1. 7 セルフモニタリング実施計画書の変更

事業者は、本業務に着手した後において以下の事由が生じた場合、セルフモニタリング実施計画書を変更するものとする。

- ア 契約書等の内容が変更された場合
- イ 本業務を履行するための手段や手順等を変更した場合
- ウ その他、本契約の履行について特に必要があると認められた場合

1. 8 モニタリングの費用負担

モニタリングの費用負担について、セルフモニタリングに係る費用は事業者が負担し、事業モニタリングに係る費用は、市が負担するものとする。

1. 9 モニタリング結果の公表

市は、事業モニタリングの結果について、必要に応じて市のホームページにおいて公表する場合がある。この場合、事業者は、市の公表に協力するものとする。

2 モニタリングの概要

2. 1 モニタリングの内容

事業者が実施するセルフモニタリング、市が実施する事業モニタリングの各モニタリング内容は、以下のとおりとする。

(1) セルフモニタリング

事業者が実施するセルフモニタリングは、大きく分けて以下の内容を点検する。

- 業務モニタリング：
仕様の達成状況を自ら点検し、市に定期的に報告する。
- 出来高モニタリング：
本業務の出来高を点検し、定期的に市に報告する。

(2) 事業モニタリング

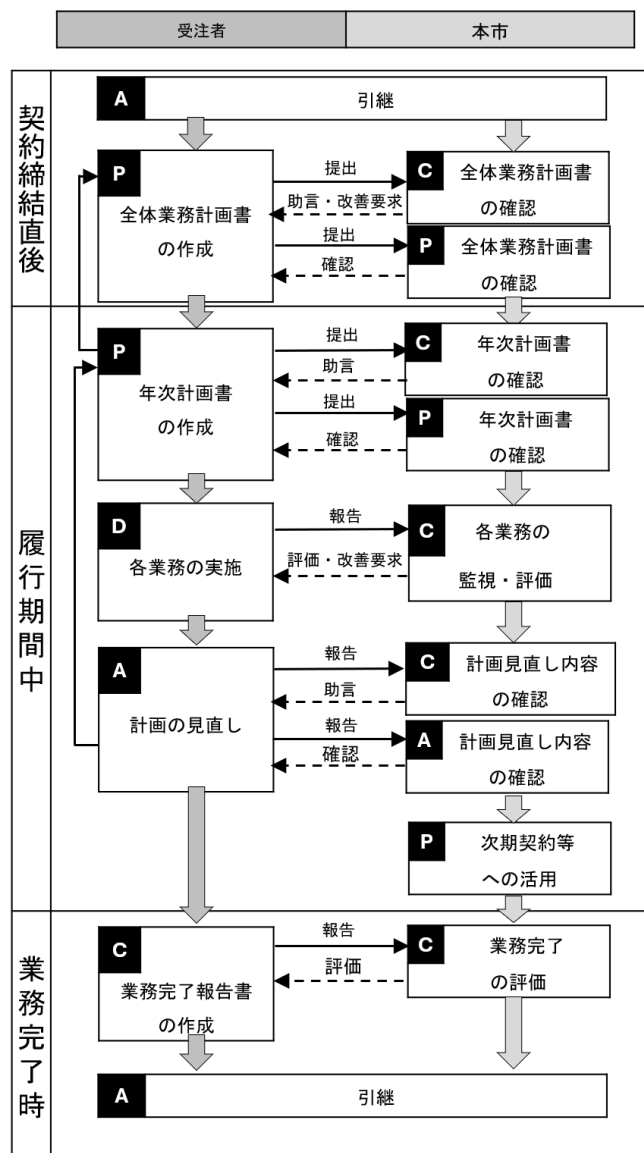
市が実施する事業モニタリングは、大きく分けて以下の内容を確認・評価する。

- 業務モニタリング：事業者が実施したセルフモニタリングの結果を確認・評価する。
- 出来高モニタリング：本業務の出来高を確認・評価し、必要な措置を実施する。

2. 2 モニタリングの体系

市と事業者は、契約書等に記載された内容を満足するため、仕様を安定的に充足することを確認・評価するための体系を構築し、本業務の契約を締結した直後から業務完了時まで協力し合い、マネジメントサイクル（P・D・C・A）の視点で業務を履行する。

本業務で実施するモニタリングは基本的に、契約締結直後、履行期間中、業務完了時の3つの区分で構成される。モニタリング区分に対応する具体的な確認方法については、後述の「2. 3 契約締結直後のモニタリング」「2. 4 履行期間中のモニタリング」「2. 5 業務完了時のモニタリング」でそれぞれ示す。



モニタリングフロー図

2. 3 契約締結直後のモニタリング

事業者は、契約書等の規定に基づき、全体業務計画書及び年間計画書等を作成した上、これと併せて、契約締結直後のセルフモニタリングを実施し、速やかにこの結果を提出し、市の確認を受けるものとする。市は、事業者から提出された書類について確認を行い、必要に応じて事業者に改善や体制の見直しを要求する。

2. 4 履行期間中のモニタリング

事業者は、年次計画書及び月次計画書を提出し、市の確認を受ける。当該計画書に基づいて実施した本件各業務についてセルフモニタリングを実施し、履行状況や仕様を満たし適切に実施されているか等を確認し、セルフモニタリングの結果を含んだ年次報告書及び月次報告書を提出するものとする。モニタリング結果は、定例会議にて市に報告するものとする。

基本的な定例会議の時期は下表のとおりである。ただし、事故等が発生した場合において緊急開催が必要と認める場合は、市及び事業者は、定例で開催する定例会議によらず、随時、臨時定例会議を開催することができるものとする。

市は、報告書及び定例会議において業務の進捗状況、仕様の充足状況、課題及びその改善状況等を確認・評価し、対応方針等について事業者と協議を行う。また、必要に応じて事業者に改善や体制の見直しを要求し、又は現地における確認を行い、確認結果に応じた措置を要求するものとする。

事業者は、市から改善要求等を受けた場合、市との協議を踏まえて改善対策等を講じるものとする。

履行期間中の定例会議の時期

定例会議	時期
月次定例会議	毎月
年次定例会議	毎年度末
臨時定例会議	必要な場合
最終定例会議	履行期間満了時

※各定例会議の時期は、業務の進捗状況等により適宜調整するものとする。

※事業者は、定例会議開催後7日以内に議事録を作成し市に提出するものとする。

2. 5 業務完了時のモニタリング

事業者は、履行期間の終了に際し、本件各業務についてセルフモニタリングを実施し、仕様を満たしているか等を確認し、セルフモニタリングの結果を含んだ業務完了報告書を提出するものとする。モニタリング結果は、最終定例会議にて市に報告するものとする。

市は、報告書及び定例会議において業務の実施結果、仕様の充足状況、課題及びその改善結果等を確認・評価する。また、必要に応じて現地における確認を行う。

なお、本業務が終了した後の次期契約に関して、実施者が変更となる場合は、市及び事業者は適宜協議を実施し、事業者が示した引継事項を確認し、業務引継に立ち会い、必要に応じて改善を指示するものとする。